

山形市野草園 喫茶コーナー運営業務 委託に係る運営事業者の公募要項

山形市野草園

山形市大字神尾 8 3 2 番地の 3

電 話：023-634-4120

F A X：023-634-4121

山形市野草園指定管理者

一般財団法人山形市都市振興公社

山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号

電 話：023-631-0831

F A X：023-631-9914

山形市野草園 喫茶コーナー運營業務委託に係る運営事業者の公募要項

I 事業の概要

1 趣 旨

山形市野草園は、自然を育む心の涵養と余暇活動の充実に資することを目的として山形市により設置された施設で、一般財団法人 山形市都市振興公社（以下「公社」という。）が指定管理者として施設を管理運営しています。

園には、利用者等の利便性の向上を図るため軽食等を提供する喫茶コーナーを設置しており、その運營業務について外部の業者に委託するため、次により運営事業者を公募します。

2 山形市野草園の概要

- (1) 名 称 山形市野草園
- (2) 所 在 地 山形市大字神尾832番地の3
- (3) 設 置 者 山形市
- (4) 指 定 管 理 者 一般財団法人山形市都市振興公社
- (5) 開 園 期 間 4月1日から11月30日まで
- (6) 休 園 日 月曜日定休、但し、4月第3月曜日から6月第2月曜日まで無休
- (7) 開 園 時 間 午前9時から午後4時30分まで
(6月から8月は、午前9時から午後6時まで)
- (8) 年間入園者数 令和元年度 約31,000人、 前年度 約34,000人

3 事業者の選定方法

応募者の提案書類により公社職員等で構成される選定審査会において審査します。

4 委託期間

委託期間は、令和2年4月1日から翌年3月31日までとします。また、以後の契約は協議となります。

5 スケジュール

業者選定のスケジュールは、概ね次のとおりです。

	項 目	日 程
1	募集期間（ホームページ）	2月15日（土）～3月2日（月）
2	現場説明会	3月2日（月）午前10時30分～12時
3	質疑受付期間	3月2日（月）～3日（火）
4	質問の回答	3月4日（水）
5	応募書類の受付期間	3月5日（木）～6日（金）
6	審査会、選定	3月中旬
7	契約の締結	3月下旬
8	営業開始	4月1日（水）～

6 問合せ先

山形市野草園

所在地 〒990-2406 山形市大字神尾832番地の3

電話 023(634)4120

FAX 023(634)4121

Eメール info@yasouen.jp

II 業務委託について

1 喫茶コーナーの営業期間等

営業期間、営業時間、休業日は次のとおりです。

- (1) 営業期間 4月1日から11月30日まで
※営業期間の変更等、提案がある場合は別途協議します。
- (2) 営業時間 開園時間内
※午前11時から午後2時までは営業必須時間とします。営業時間の変更等、提案がある場合は別途協議します。
- (3) 休業日 野草園の休園日
※休業日の追加、曜日を限定した営業等、提案がある場合は別途協議します。

2 営業場所

事業者が業務を行う施設は、山形市野草園 自然学習センター内の指定された場所（喫茶コーナー及び厨房含む39㎡・別紙資料-1参照）とします。ただし、喫茶コーナーは一般利用者と共有スペースとします。

3 業務内容

業務の内容は次のとおりとします。

- (1) 山形市野草園の入園者に喫茶コーナーでの飲食物提供及び物販に関すること。
 - ① 販売する品目及び価格については、事前に提案の上、公社の承認を得てください。
 - ② 法令等の定める衛生基準を厳守するとともに、関係官庁の許認可を要する場合は、事前に許可を得てください。
 - ③ 業務によって発生した廃棄物は当園で処分を行いますが、発生した廃棄物の分別、園内の定められた集積所への運搬は事業者が行ってください。
 - ④ 事前に業務に従事する責任者及び従業員の名簿等を提出してください。
- (2) 営業場所の防災、安全及び衛生管理に関すること。
- (3) 売上げの管理及び売上日報等の報告に関すること。

4 設備及び什器・備品の管理

事業者は以下の設備及び什器・備品を業務のために使用できるものとします。

項目	内容	数量	備考
1 電気設備 コンセント	100V 60A 厨房6・喫茶コーナー2ヶ所	3系統 各20A	冷蔵庫等の使用分を含む。
2 水道設備	井水	1系統	水道法による水質基準に適合済み。

3 什器・備品	冷蔵庫	1台	365ℓ 135W 幅58cm×奥行57×高150
	冷凍庫	1台	71ℓ 110W 幅47cm×奥行60×高68
	電子レンジ	1台	最大出力 1.26kW
	電気ポット	1台	4ℓ 700W
	ガス用テーブル台	1台	幅60cm×奥行60×高80
	ガスコンロ	3口	
	卓上大型ガスコンロ	1台	
	ガス瞬間湯沸器	1台	2.5kcal/h
	浄水器	1台	ろ過流量3ℓ/分
	二槽シンク・蛇口各2口	1台	幅54cm×奥行45×深23×高80×2層
	手洗い台・蛇口1口	1台	
	台下戸棚	1台	幅120cm×奥行54×高80
	吊戸棚	1台	幅120cm×奥行35×高60
	キャスター付作業台	1台	幅90cm×奥行45×高80
	椅子	20脚	一般利用者と共有
	テーブル	5基	一般利用者と共有

5 施設使用料、光熱水費等

事業者は、使用月の翌月10日まで、次の施設使用料、光熱水費を納入してください。ただし、プロパンガスについては事業者が直接ガス取扱業者と契約してください。

- (1) 事業者が本業務で得た売り上げは、事業者の収入とします。ただし、委託業務に伴う施設使用の対価等として施設使用料を納入してください。施設使用料は、毎月の売上額に施設使用料率を乗じて得た額で小数点以下は切り捨てとします。なお、施設使用料率は事業者の提案事項とします。
- (2) 電気料は使用量に応じて納入してください。水道使用料は発生しません。

6 契約条件等

契約条件は、準用する山形市契約規則によるものとなります。

- (1) 調査等
委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求める場合があります。
- (2) 再委託等の禁止
委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ書面による承認を得てください。
- (3) 権利義務の譲渡等の禁止
契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継する事はできません。
- (4) 契約の解除
次のいずれかに該当するときは、この契約を解除する場合があります。また、この場合において事業者が被る損害について、公社は一切その責を負いません。
 - ① 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - ② 業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。
 - ③ この他、本契約に違反したとき。

(5) 損害賠償

事業者が、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し第三者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(6) 秘密の保持

委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。契約の終了後においても同様です。

III 応募手続きについて

1 応募資格要件

個人・法人を問わず、ご応募いただけます。ただし、次に掲げる者は応募できません。

- (1) 法人にあっては地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者及び地方自治法第238条の3第1項に規定する者
- (2) 法人にあっては山形市が発注する工事又は製造の請負、業務委託、物品の調達その他の契約に係る競争入札について、指名停止措置を受けている者
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である場合
- (4) 役員等(個人にあってはその者、法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団員の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)又は暴力団員の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある場合
- (5) 暴力団員の構成員又は暴力団員の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある場合
- (6) 暴力団の構成員を法人の業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれがある場合
- (7) 暴力団員及び上記(5)に該当する団体並びにそれらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、又は暴力団等に資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う場合
- (8) 役員等が暴力団等の利益となる活動を行う場合
- (9) 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。)を継続的に有する場合
- (10) 法人にあっては山形市の法人市民税、固定資産税及びその他の市税を滞納している者、個人にあっては山形市の市民税、固定資産税及び国民健康保険税を滞納している者
- (11) 法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (12) 法人にあっては会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
- (13) 法人にあっては手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等の事実があったり、経営状態が著しく不健全な者
- (14) 法人にあっては山形市内に本店若しくは支店、営業所等を有していない事業者、個人にあっては山形市内に在住していない者
- (15) 本公募に係る現場説明会に参加しなかった者
- (16) その他、必要な諸法令の要件を満たしていないことが判明した者

2 現場説明会の開催

次のとおり、現場説明会を開催します。応募申込みを希望される方は、事前連絡のうえこの説明会に必ず参加してください。

- (1) 日時 令和2年3月2日(月) 午前10時30分から正午まで
- (2) 会場 山形市野草園 管理事務所

3 質問・回答

- (1) 現場説明会での説明又は業務仕様等に関して質問がある場合は、当日回答できるものはお答えしますが、質問書(様式指定なし)に記載した場合は、野草園へ期限までFAX又はEメールにて提出してください。
- (2) 質問受付期限 令和2年3月2日(月)から同月3日(火)まで
- (3) 回答は説明会参加者全員にFAX又はEメールにて3月4日(水)に通知します。

4 応募の方法

- (1) 応募しようとする事業者は、次の応募書類を提出してください。

- ① 『応募申込書』[様式-1]
- ② 『事業者の概要』[様式-2]
- ③ 『事業計画書(提案内容)』[様式-3]
- ④ 『印鑑証明書』
- ⑤ 『商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)』※法人の場合
- ⑥ 『役員名簿』※法人の場合[様式-4]
- ⑦ 『身分証明書』本籍地の市町村で発行するもの。※個人の場合
- ⑧ 『納税証明書』

※全事業者

消費税及び地方消費税(税務署発行の最新事業年度(最新事業年)の証明書)

法人の場合、法人市民税及び固定資産税(平成30年度のもので、発行日において未納税額がない証明書)

個人の場合、市民税、固定資産税及び国民健康保険税(平成30年度のもので、発行日において未納税額がない証明書)

- ⑨ 『世帯全員の住民票の写し』※個人の場合
- ⑩ 『成年被後见人、被保佐人、被補助人とする記録が登記されていないことの証明書』

※個人の場合

- ⑪ 暴力団排除に関する誓約書[様式-5]
- ⑫ 資格要件に係る申立書[様式-6]

- (2) 提出先

〒990-0021 山形市小白川町字川原1237 山形市馬見ヶ崎プール(ジャバ)2階会議室

- (3) 応募書類提出期限

令和2年3月5日(木)から同月6日(金)までの午前8時30分から午後5時15分の間に持参し提出してください。なお大規模工事による正面入口閉鎖のため北側通用口が出入り口です。

- (4) 留意事項

- ① 提出期限は厳守とします。
- ② 記載方法等は、必ず守ってください。

5 事業者の選定

(1) 提案審査

応募書類から総合的に審査します。

- ① 運営方針が優れているか。
- ② 十分な実績及び経験を有しているか。
- ③ 業務を適切かつ確実に遂行できる人的体制や資格者の配置が適正であるか。
- ④ メニュー及び価格について、提案内容が優れているか。
- ⑤ 施設使用料率
- ⑥ その他必要な事項

(2) 選定の方法

応募者の提案書類により、公社職員等で構成される選定審査会において事業者の選定に係る審査のうえ決定します。

(3) 選定結果の通知等

選定の結果は、応募者全員に対し速やかに通知します。

6 その他

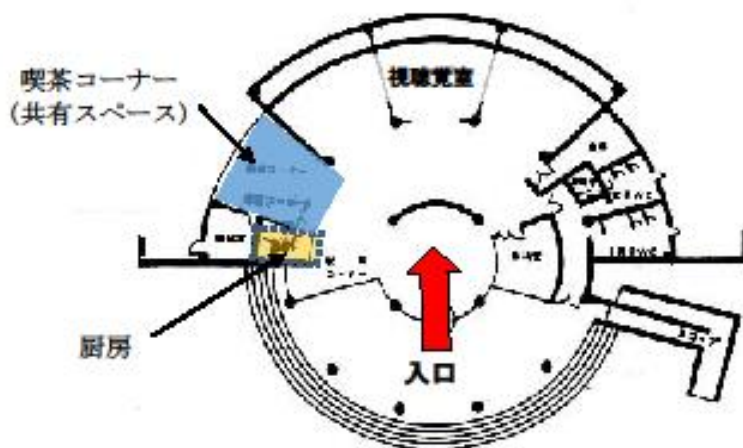
- (1) 選定審査会が必要と認めたときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 応募書類等、その他応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 提出された応募書類は、返却しません。審査結果に係る文書等は、情報公開の対象となり、公開する場合があります。
- (4) 応募内容に虚偽の記載やその他不正行為があることが判明したときは、その事業者を失格とすることがあります。

野草園全体図



自然学習センター平面図

業務の委託場所はセンター内、厨房、喫茶コーナー



自然学習センター外観写真

